

## 平成 2 9 年 第 5 回 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

- 1・会議名 有田町農業委員会 第5回総会
- 2・日 時 平成29年5月1日（月） 午後15時～16時29分
- 3・場 所 有田町庁舎3階 第4・5会議室

### 4・付議事項

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2	議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	4件
	議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請について	1件
	議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請について	1件
	議案第4号	農地法第4条5条の規定による許可申請について	1件
	議案第5号	非農地証明願いについて	1件
	議案第6号	農業経営基盤強化促進法による利用権設定について	7件
	報告事項	農地法第18条の規定による合意解約通知について	1件

### 5・出席者

議席番号	出	欠	委 員 名	議席番号	出	欠	委 員 名
(14)会長	○		藤 俊信	6	○		福島 晴人
(13)副会長	○		庄山 嘉	7	○		藤井 和義
1	○		前田 稔	8	○		北川 利和
2	○		福島 強志	9	○		古川 正義
3	○		空閑 久生	10	○		川尻 宗代
4	○		岩永 嘉之	11	○		福田 タエ子
5	○		山口 則久	12	○		石橋 和馬

# ○農業委員会総会議事録

## ○事務局

定刻になりましたので、只今から平成29年第5回有田町農業委員会総会を開会いたします。はじめに藤会長より、ご挨拶をお願いいたします。

## ○会長挨拶

皆さん、こんにちは。今日は5月の連休中で天気も良く有田陶器市も沢山の方々が賑わっている事と思います。

また、農家の方々にとっては非常に忙しい時期になりますので、体には十分気をつけていただき農作業を頑張ってくださいと思います。

本日も慎重に審議をお願いします。

## ○事務局

只今の出席委員は14名中14名です。定足数に達しておりますので、総会は成立いたします。

それでは有田町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることになっておりますので、以降の議事進行は藤会長をお願いいたします。

## ○議長

日程第1 議事録署名委員の指名を行います。有田町農業委員会会議規則第9条第1項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。(異議なしの声)

それでは本日の署名委員は、3番(空閑久生)、4番(岩永嘉之)委員をお願いします。

日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請1番について議題といたします。事務局より、説明をお願いします。

## ○事務局

～議案書を朗読～

譲受人は〇〇を営まれています。今回取得予定地は既存の〇の南側となります。申請地の現在の耕作状況は赤判定となっております。将来的には〇〇の建設も視野に入れられているようです。隣接者と近隣4地区(〇、〇、〇、〇)地区生産組合長・区長の同意も得てあります。

譲受人は、面積要件・取得する農地の利用状況、権利の取得後の常時従事状況、周辺農地との関係要件は問題ないと思われまますので、農地法第3条の2項の許可要件は満たしています。

## ○議 長

説明が終わりました。現地確認委員の確認説明をお願いします。

## ○8番委員

申請者〇〇の南東になります。現地は、雑木伐採・根の抜根もされ整地まではいきませんが、畑作が可能な状態になりつつあります。将来的には〇〇を建てられるような予定ですが、その際は排水関係も十分検討されるものと思われます。

## ○議 長

現地確認の説明が終わりました。質問のある方は、挙手をもって質問してください。

私から一つ。整地をされるかと思いますが、形状変更について直ぐに出されるか聞いていますか。

## ○事務局

まだ交渉中の土地があり、その件が解決してからになるかと思われます。

## ○3番委員

ややもすれば忘れる事もあるでしょうから、許可を出される際には形状変更届けの必要についても伝えておいた方が申請者の方にとってもいいかと思えます。

## ○議 長

最終的に土地の相談が出来られ、案件としてあがった場合は、伝えるなりしたがいいですね。

## ○事務局

はい。そうします。

## ○議 長

質問がないようでしたら、採決に移ります。

議案第1号 農地法第3条の申請1番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成により議案第1号 農地法第3条の申請1番は許可されました。

続きまして、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請2番について議題といたします。事務局より、説明をお願いします。

## ○事務局

～議案書の朗読～

申請地は〇〇さんの自宅前畑と〇〇さんの割田の一部になっている田を交換されます。今回の申請により双方の利便性が向上するため、また〇〇さんの父〇〇さんからの相続登記が完了したので今回申請されています。この交換に際する費用は発生しません。

双方とも、面積要件・取得する農地の利用状況、権利の取得後の常時従事状況、周辺農地との関係要件は問題ないと思われしますので、農地法第3条の2項の許可要件は満たしています。

## ○議長

事務局より説明が終わりました。現地確認委員の確認説明をお願いします。

## ○8番委員

事務局からも説明がありましたとおり、圃場整備田の割田となっています。〇〇さんの方が面積的には〇〇さんより4倍ほど大きくなっています。

〇〇さんの自宅前に〇〇さんの畑があり、お互いに耕作上都合がいいということから息子さん同士が話し合われこの申請となっています。

問題はないと思われまます。

## ○議長

質問のある方は、挙手をもって質問してください。

## ○5番委員

交換という事ですが、田と畑で面積的にも違いますが。

## ○8番委員

畑の場所が〇〇さんの自宅前になることからですね。

## ○議長

質問がないようでしたら、採決に移ります。

議案第1号 農地法第3条の申請2番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成により議案第1号 農地法第3条の申請2番は許可されました。

続きまして、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請3番について議題といたします。事務局より、説明をお願いします。

## ○事務局

～議案書の朗読～

対象地は圃場整備内で1枚が7筆、所有者が5名となっています。譲受人はその内の1名であり譲渡人の甥になります。

譲受人は、面積要件・取得する農地の利用状況、権利の取得後の常時従事状況、周辺農地との関係要件は問題ないと思われまますので、農地法第3条の2項の許可要件は満たしています。

## ○議長

事務局より説明が終わりました。現地確認委員の確認説明をお願いします。

## ○8番委員

松浦鉄道の東側で、〇〇駅の南側に位置する圃場です。事務局の説明のとおり問題ないと思われまます。

## ○議長

質問のある方は、挙手をもって質問してください。

## ○議長

質問がないようでしたら、採決に移ります。

議案第1号 農地法第3条の申請3番について、許可することに賛成の方の挙手を求めまます。

全員賛成により議案第1号 農地法第3条の申請3番は許可されました。

続きまして、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請4番について議題といたしまます。

なお、報告事項の18条の合意解約についても関連しまますので、事務局より説明をお願いします。

## ○事務局

～議案書の朗読～

譲渡人は譲受人の妻の祖母であり、対象地はH29.1月に農業基盤促進法の利用権の設定をされていた土地です。関連事項報告として今回の申請に伴う50ページの合意解約がされています。

譲受人は、面積要件・取得する農地の利用状況、権利の取得後の常時従事状況、周辺農地との関係要件は問題ないと思われまますので、農地法第3条の2項の許可要件は満たしています。補足ですが〇〇さんは結いの里の会員になられています。(四季ありたへ出荷できる)

## ○議 長

事務局より説明が終わりました。現地確認委員の確認説明をお願いします。

## ○9番委員

一筆は有田川沿いで、以前指導を行った農地になります。後四筆は、自宅付近の旧〇〇店の裏に位置し、畑作をされています。夫婦で奥さんのご自宅へ入られ農業を始められている状況と聞いています。問題ないと思われます。

## ○議 長

説明が終わりました。質問のある方は、挙手をもって質問してください。

## ○3番委員

〇〇さんから〇〇さんへ所有権移転が出来ているんですね。

## ○事務局

出来ています。

## ○議 長

他にありませんか。

質問がないようでしたら、採決に移ります。

議案第1号 農地法第3条の申請4番について、許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

全員賛成により議案第1号 農地法第3条の申請4番は許可されました。

続きまして、議案第2号 農地法第4条の申請1番について議題といたします。事務局より説明をお願いします。

## ○事務局

～議案書の朗読～

申請者の家族が増え現在の家屋では手狭になったため、住宅を建設したいための申請です。農振除外が H28.7 にされています。分筆後の申請です。既存宅地との一体利用となっています。北側は切土し、土羽整形、雨水は側溝へ、雑排水は牧地区ですので農業集落排水へ接続する計画です。

## ○8番委員

〇〇地区の町道沿いになります。現在、町道南側に家屋がありますが、事務局の説明のとおり手狭になり町道北側の小屋があるところを造成して家屋を建設したいという事です。現地確認しましたが、問題ないかと思われます。

## ○議 長

説明が終わりました。質問のある方は、挙手をもって質問してください。

## ○5番委員

分筆後の農地活用は。

## ○事務局

畑作されると聞いています。

## ○議 長

質問がないようでしたら、採決に移ります。

議案第2号 農地法第4条の申請1番について、許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

全員賛成により議案第2号 農地法第4条の申請1番について、許可されました。

続きまして、議案第3号 農地法第5条の申請1番について議題といたします。事務局より説明をお願いします。

## ○事務局

～議案書の朗読～

譲渡人の息子さんの住宅建設のための申請です。申請地は都市計画法の用途地域となります。周辺は宅地化しています。雨水は側溝へ、雑排水は公共下水道へ接続する計画です。

## ○議 長

事務局より説明が終わりました。現地確認委員の確認説明をお願いします。

## ○7番委員

現地を確認してきましたが、周囲は家屋に囲まれ農地としての活用は難しいような現状でした。問題ないかと思われます。

## ○議 長

説明が終わりました。質問のある方は、挙手をもって質問してください。

## ○議長

4番委員さんの地元ですが、補足ありませんか。

## ○4番委員

以前からここに農地があったのは知っていますが、取水がどこから来ているのかさっぱりわかりません。

## ○12番委員

進入路はあるんですか。

## ○事務局

東側からとなります。又、隣接者の方々が土地を提供されています。

## ○4番委員

公共下水はどこにありますか。

## ○事務局

23ページ上段の地図を見てもらうと申請地横に細い道という標記があると思いますが、ここに本管があります。

## ○9番委員

申請地は道路よりも低く、宅地となると嵩を上げる必要がありますが隣接の同意はどうですか。

## ○事務局

周囲は農地以外の地目ですが、隣接同意を得てあります。また、道になっているところが民地を出し合って通行を確保してあります。名義は、〇〇〇他1名となっており、他1名の同意も得られています。

## ○議長

質問がないようでしたら、採決に移ります。

議案第3号 農地法第5条の申請1番について、許可することに賛成の方の挙手をお願いします。



全員賛成により議案第3号 農地法第5条の申請1番について、許可されました。

続きまして、議案第4号 農地法第4条5条の申請1番について議題といたします。事務局より説明をお願いします。

## ○事務局

～議案書の朗読～

申請人は〇〇業（〇〇従業員全4名）を営んでおり、既存の事務所と倉庫が手狭になったため新たに倉庫を建設する計画です。

申請地は農振除外が H24.10 にされています。①の自分の土地に倉庫及び駐車場への4条申請、②に進入路として5条の申請がされています。

建物には手洗い、トイレ等の水回り設備はありません。雨水排水は宅内水路を通じ水路及び道路側溝へ、東側法面部は自然流下となっています。

## ○議 長

事務局より説明が終わりました。現地確認委員の確認説明をお願いします。

## ○8番委員

場所は、この庁舎から上ったところで、〇〇〇の〇〇さん宅の裏になります。確認して来たところ何ら問題ないかと思われま

## ○議 長

説明が終わりました。質問のある方は、挙手をもって質問してください。

## ○3番委員

参考事項の土地代金は逆算したんですか。

## ○事務局

そうです。土地代金が5万円だったので、10a値にしました。

## ○議 長

質問がないようでしたら、採決に移ります。

議案第4号農地法第4条5条の申請1番について、許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

全員賛成により議案第4号 農地法第4条5条の申請1番について、許可されました。

議案第6号1番から7番 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の町長に対する要請について、事務局より説明をお願いします。

## ○事務局

～議案書の朗読～

以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法規定の要件を満たしていると考えます。

## ○議長

説明が終わりました。質問のある方は、挙手をもって質問してください。

## ○5番委員

35ページの案件ですが、37ページの地図では〇〇〇さんになっていますが、相続出来ていますか。

## ○事務局

相続出来ています。

## ○議長

質問がないようでしたら、採決に移ります。

議案第6号1番から7番について集積計画の作成を要請することに賛成の方は、挙手をお願いします。

全員賛成により 議案第6号、1番から7番は承認されました。

承認を得ましたので、農用地利用集積計画を作成するよう要請する事といたします。

続きまして議案第5号非農地証明願いについて議題といたします。事務局より説明をお願いします。

## ○事務局

～議案書の朗読～

山間地の農地で耕作が困難だったため、昭和57年頃に父（故人）がヒノキを植林し現在に至っているところです。

## ○議長

事務局より説明が終わりました。現地確認委員の確認説明をお願いします。

## ○8番委員

〇〇地区の神林になり、〇〇の鶏舎の南側になります。現地は34ページのように山林化している状態でした。

## ○議 長

説明が終わりました。質問のある方は、挙手をもって質問してください。

質問がなければ採決に移ります。

議案第5号非農地証明願いについて許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

全員賛成により議案第5号 非農地証明願い申請1番について、許可されました。

以上で、本日の議事事項については、すべて終了しましたが、他に連絡等ありませんか。 その他、ございませんでしょうか。

## ○事務局

非農地通知を1件通知しました。

## ○議 長

他にありませんか。(なしの声あり)

平成29年第5回有田町農業委員会総会を閉会いたします。お疲れ様でした。

次回は平成29年6月1日(木)の予定です。

総会 16時29分 終了

上記は会議録として書記の記載するとおりであるので、ここに署名する。

有田町農業委員会会長 署 名

署 名 3番

署 名 4番

書 記 坂井 資幸